

農 林 水 産 大 臣
亀 井 善 之 殿

平成 1 5 年 4 月 1 5 日
総 合 規 制 改 革 会 議
議 長 宮 内 義 彦

資料等提出依頼

4月3日に開催された第4回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：4月22日（火）17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 農業生産法人について

- (1) 「現在の農業生産法人の構成員要件（1企業で十分の一以下、企業全体で十分の一以下）の下でも、企業による事実的な支配ができる」旨の貴省のご説明について、どのような形で支配が可能なのか、実例に即して具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- (2) 農業生産法人による経営において、農地を所有して経営する場合と賃借して経営する場合の経営上の具体的な相違点について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

2. 土地利用の方式について

- (1) 株式会社等により農業経営を行う際、農地については、「リース方式の方が取得方式よりも収益面で有利であるから、リース方式で行うべきである」旨の貴省のご説明にもかかわらず、現に特区において「リース方式ではなく取得方式で行いたい」とする提案が、地方公共団体等から数多くなされている。

このように、リース方式か取得方式かの選択については、「農地を利用する当事者が判断すべきことであり、政府が判断すべきことではない」との指摘について、貴省の見解をご教示頂きたい。

3. 耕作放棄、不法投棄について

- (1) 「耕作放棄地は増えているが、優良農地の効率的な利用に対しては農地法が有効に機能している」、「優良農地は耕作放棄が進んでいない」旨の貴省のご説明について、貴省における「優良農地」の定義について、「耕作放棄地」との関係も含め、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、「優良農地」及び「中山間地等」に関する耕作放棄の状況及びその推移についてご教示頂きたい。

その際、「転用された優良農地」について、その実態及び貴省としての評価を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

- (2) 「株式会社経営の方が個人農家経営に比べて、産業廃棄物の不法投棄、耕作放棄が起こる可能性が高い」旨の貴省のご説明について、その根拠を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、諸外国（米国、仏等）において、事業形態別（営利事業形態（株式会社等）、非営利形態（個人農家等））の不法投棄、耕作放棄の状況について、具体的なデータをご教示頂きたい。

4. 農地転用規制について

- (1) 「株式会社が取得した農地の転用を認めないとすることは、憲法第29条に反する」旨の貴省のご説明について、それを裏付ける学説、判例等を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

5 . その他

- (1) 「農業をする意思もないにもかかわらず将来の転用期待により農地を保有し続けている零細農家が数多く存在することが、大規模農家への土地の集約を妨げ、我が国の農業の発展にとって弊害となっている」旨の指摘について、貴省の見解をご教示頂きたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。